

第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定について

1 策定の趣旨

令和6年能登半島地震の教訓や、府内で最大の被害が想定されている花折断層帯地震など主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果等を踏まえ、孤立集落対策の強化、避難所の生活環境の確保、備蓄体制の強化、要配慮者対策の強化に重点的に取り組み、府民の生命と生活を守る。

2 見直しの視点

地震対策専門家会議の意見や府関係部局、市町村等関係機関との協議を踏まえ、以下の視点で見直しを実施

- ①府内の主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果を踏まえる
- ②令和6年能登半島地震等の近年の自然災害における教訓を踏まえる
- ③新たに整備した京都府危機管理センターの機能を最大限活用する

※その他、府総合計画、国の防災基本計画、関西広域防災・減災プランなどの改訂内容についても反映

3 概要

(1) 指 針

・基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。

・減災目標

ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

・対策の5つの柱

- ①地震による被害を抑止するまちづくり（建物や上下水道の耐震化などハード対策）
- ②地震による被害を軽減する人づくり（防災教育などソフト対策）
- ③行政等の災害対応力の向上（応援・受援体制の確保や孤立対策等）
- ④被災後の命と健康を守る対策（避難所の環境整備等）
- ⑤被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興（応急仮設住宅による住まいの再建等）

(2) 推進プラン

・指針における「対策の5つの柱」を推進するための具体的な事業を記載

【新プランの事業数】295事業

※能登半島地震の教訓等を踏まえた新規・拡充項目 96事業（新規：68、拡充：28）

※現行プランから完了した事業などの整理を実施 ▲106事業

4 計画期間

指 針：令和7（2025）年度～令和16（2034）年度（10年間）

推進プラン：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

5 見直しの経過（地震対策専門家会議の実施状況）

（1）地震対策専門家会議の設置の目的

令和6年能登半島地震における教訓や課題、地震被害想定の見直し結果等を踏まえ、現行の「第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プラン」を見直すとともに、府の地震対策に係る様々な課題について、専門的な知見から対応案を検討するため設置

（2）会議の経過

・第1回会議（令和6年4月24日）

次期指針及び推進プランの策定方針の決定及び花折断層帯地震の被害想定の提示

・第2回会議（令和6年8月19日）

令和6年能登半島地震等を踏まえた検討課題への対策について協議

・第3回会議（令和6年12月3日）：中間案を提示

指針における基本理念や減災目標、施策体系の見直しのほか、具体的事業等を検討

・第4回会議（令和7年2月28日）：最終案を提示

地震調査本部による南海トラフ地震発生確率の再計算結果による修正や、内閣府の避難所ガイドラインの改正内容など、中間案提示後の新たな動きを反映した最終案について協議

1 指針の概要について

(1) 策定の趣旨

令和6年能登半島地震の教訓や、府内で最大の被害が想定されている花折断層帯地震など主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果など、現行の指針策定時からの状況変化等を踏まえ、新たに指針及び推進プランを策定する。

(2) 計画期間

指 針：令和7（2025）年度～令和16（2034）年度（10年間）

推進プラン：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

(3) 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。

令和6年能登半島地震などこれまでの災害の教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体となった地震防災対策を実施することにより、京都府総合計画に掲げる「災害に強い京都」を実現し、府民の生命と生活を守ることを基本理念とする。

(4) 減災目標

ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

京都府総合計画に掲げるハード・ソフト一体的な地震防災対策の推進と合わせ、被災後の災害関連死を防ぐ「被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策」の実施により、被害を最小化し、「死者ゼロを目指す」ことを最終的な減災目標として設定

(5) 対策の5つの柱

- ①地震による被害を抑止するまちづくり（建物や上下水道の耐震化などハード対策）
- ②地震による被害を軽減する人づくり（防災教育などソフト対策）
- ③行政等の災害対応力の向上（応援・受援体制の確保や孤立対策等）
- ④被災後の命と健康を守る対策（避難所の環境整備等）
- ⑤被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興（応急仮設住宅による住まいの再建等）

2 推進プランの概要について

(1) 推進プランの内容

指針における「対策の5つの柱」を推進するための具体的事業について記載

対策の5つの柱	事業数	
		うち新規・拡充
1 地震による被害を抑止するまちづくり	7 2	4
2 地震による被害を軽減する人づくり	4 4	1 0
3 行政の災害対応力の向上	5 3	2 4
4 被災後の命と健康を守る対策	1 0 1	4 6
5 被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興	2 5	1 2
合 計	2 9 5	9 6

(2) 主なポイント

■ 孤立集落対策の強化

空路・海路による救助能力の強化や支援部隊等の受援体制の整備など

■ 避難所の生活環境の確保

トイレや食事、ベッドやパーティションの提供など

■ 備蓄体制の強化

備蓄の数量や品目、対象者（車中泊避難者等）の拡大など

■ 要配慮者対策の強化

福祉避難所の確保や福祉支援の充実（応援・受援体制の強化等）など

(3) 推進プランにおいて取り組む主な事業

<◎：新規事業、○：拡充事業、●：継続事業>

①地震による被害を抑止するまちづくり

◇建物の耐震化を進める

- 木造住宅等の耐震化を進める。（耐震改修補助事業の実施）
- 各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める。
- 医療機関の耐震診断、耐震化を進める。
- 社会福祉施設の耐震診断、耐震化を進める。

◇火災に強いまちづくりを進める

- 感震ブレーカー等の設置及び地震発生時の火気の使用停止等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う。
- 密集市街地対策を進め、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。

◇地震に強い基盤整備を進める

- ◎新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。
- 府管理の緊急輸送道路の改良整備（拡幅）を進める。
- 府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震化を進める。
- 急傾斜地に係る土砂災害警戒区域の対策工事を進める。

②地震による被害を軽減する人づくり

◇自助力を強化する（自助）

- 平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める。（府職員出前語らいによる啓発等）
- 地震・津波防災に関する広報・啓発活動を実施する。（緊急地震速報・南海トラフ地震臨時情報、津波フラッグ、地震や火災等における早期避難等について啓発）

◇地域力を強化する（互助・共助）

- 機能別団員など消防団に加入しやすい環境づくりを進め、消防団の活性化を図る。
- ◎津波注意報・警報発表時の避難経路・避難場所などを定めた津波避難タイムラインの策定を支援する。
- ◎府と市町村が連携し、地域防災のリーダーとなる役割が期待される防災士を育成する。
- 水害等避難行動タイムラインの策定により地域の共助体制を強化する。
- 防災士や大学生など地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する。

◇地域の危険情報を共有する（自助・共助）

- 土砂災害警戒区域等の調査を行い、区域を追加指定する。

◇学校の防災力を強化する（共助）

- 学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する。
- ◎災害時学校支援チームによる児童の心のケアや学校の早期再開を支援する。

◇企業・大学等の防災力を強化する（自助・共助）

- 企業の防災力（防災計画の策定、帰宅困難時の対策等）の強化を支援する。

◇多様な視点で取り組む（共助・公助）

- 多様な視点を踏まえた防災対策を検討するための意見交換会等を実施する。

③行政等の災害対応力の向上

◇災害対策本部機能を整備・強化する

- ◎危機管理センター及び支部機能の代替機能を確保する。
- ◎非常時専任職員等の府職員の災害対応力の向上を図る。
- ◎南海トラフ地震臨時情報への対応について、対応マニュアルの作成を行う。
- 大規模地震発生時の業務継続計画について、改定を行う。
- ◎ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。
- 「きょうと危機管理WEB」等の情報発信ツールについて周知を図る。
- ◎オペレーションルームにおいて、国・他府県・関係機関からの応援職員と情報共有や各種調整等を行う。
- ◎ホテル・旅行業界と連携し、国・他府県・関係機関からの応援職員を受け入れる宿泊施設等を確保する。
- ◎他府県、関係機関のヘリを円滑に活用するための航空受援体制を充実・強化する。
- 広域防災活動拠点等の機能の拡充、対応力の向上を図る。

◇防災関係機関との救助・救出体制を整備・強化する

- ◎小型化された消防車両、救助資機材等整備を進める。
- 消防団・自主防災組織等による「ふるさとレスキュー」の救助対応力を強化する。
- ◎孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る。

④被災後の命と健康を守る対策

◇被災者の生活の質を確保する

- 避難所の耐震化を進める。
- ◎新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。（水循環型シャワー、手洗いスタンド等の活用）
- ◎避難所における防災DXの活用を促進する。（衛星通信システムの活用等）
- ◎多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。
- ◎避難所における快適なトイレ環境や入浴施設を確保する。（洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的な確保、民間入浴施設の活用等）
- ◎避難生活の長期化に伴う避難所の食事環境を整備する。（炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等）
- ◎避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な資機材を確保する。（パーティション、段ボールベッド等）
- ◎在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する物資提供等を行う。
- ◎保健医療福祉活動チームが連携し、避難者（自宅避難者等を含む）の健康管理等を行う。

【保健医療福祉活動チーム】

〔 災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本リハビリテーション支援協会（JRAT） 等 〕

- ◎避難生活の長期化等に備えたホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。

◇保健・医療・福祉提供体制を確保する

- 災害拠点病院の機能確保や SCU(広域医療搬送拠点)の整備・充実等を進める。
- ◎災害薬事コーディネーターによる適切な医薬品提供体制等を確保する。
- 災害拠点病院以外の病院における BCP 策定を促進する。
- ◎要配慮者の広域搬送手段の確保及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定、個別避難計画に基づいた訓練を実施する。
- ◎福祉避難所の確保及び運営体制を強化する。(福祉避難所の状況調査、応援・受援体制の強化等)
- ◎避難所における保健・福祉支援を充実する。(京都 DWAT の養成、他府県からの応援・受援体制の強化等)
- ◎社会福祉施設等の BCP 策定を支援する。(職員の応援、受援体制の確保等)

◇物資の円滑な供給を図る

- 新たな「公的備蓄に係る基本的な考え方」に基づき、必要な備蓄物資を確保する。

〔 対象日数の見直し (1日→3日)
対象者の見直し (在宅避難等を含む全避難者を対象に)
食数の見直し (1人1日あたり2食→3食)
重点備蓄品目の追加 (乳児用ミルク、トイレットペーパー) 等 〕

- 備蓄倉庫の建て替えや民間企業等との連携により新たな保管場所を確保する。
- ◎孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保する。
- ◎民間企業や自衛隊、市町村等と連携した広域物資輸送体制を確保する。
- ◎ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送を行う。

◇インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る

- ◎上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。
(市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)
- ◎地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽の整備など分散的な取水手段を確保する。
- ◎防災拠点への衛星通信システムの設置等による通信環境を確保する。
- ◎インフラ・ライフラインの復旧に係る訓練や関係機関との連携強化を図る。(情報提供や訓練等)

◇NPO、ボランティアなどとの円滑な連携を図る

- ◎災害時に NPO、災害ボランティア、民間団体との連携を調整する災害中間支援組織を育成する。

◇観光客等を保護する

- 関西広域連合や鉄道事業者等と連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。
- ◎外国人を含む観光客に対する情報提供や避難場所確保等を行う。

◇被災者の生活対策を支援する

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する。

⑤被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興

◇被災者の被害状況を迅速に把握する

- 罹災証明書発行のための訓練や災害救助法等に関する研修会を実施する。
- 市町村の災害弔慰金支給に係る審査体制の整備を支援する。

◇災害廃棄物の処理を迅速に行う

- 災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める。

◇地震後の住まい再建を支援する

- 国等と連携したムービングハウス等の多様な仮設住宅の活用を進める。
- 地域コミュニティの維持や浸水想定区域を考慮した応急仮設住宅の建設候補地の確保を進める。
- 住宅の応急修理や被災家屋の解体等に係る申請手続きの簡素化など迅速化を進める。

◇復興に係る計画を迅速に策定する

- 大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。

◇伝統文化や産業等の復興を行う

- 文化財レスキューにあたる人材を育成する。
- 観光関連産業（宿泊・飲食等のサービス産業、土産物小売り等）をはじめ、中小企業や農林漁業者等、産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める。